

決算・確定申告相談会

平成 30 年 1 月 23 日（火）から 3 月 15 日（木）【土日祝日除く】

9 時・10 時・11 時・1 時・2 時・3 時・4 時・**5 時**

- ・ **おひとり 50 分、1 回のみ**の相談とさせていただきます。
- ・ 指定日（2 月 18 日・25 日・3 月 4 日・11 日）は休日相談をいたしますので予約できます。
- ・ 3 月 13・14・15 日は来会受付順のご相談となります。大混雑が予想されますので、1 日に応対できる人数を超えた場合は、申し訳ありませんが受付できません。
- ・ 3 月 15 日（木）最終日は正午で受付終了になります。最終日は書類の収受は行いません。ご自身で税務署へご提出ください。

予約のしかた

平成 30 年 1 月 11 日（木）午前 10 時より電話予約開始です。

（公社）江東西青色申告会 03-3649-4178

あなたのご希望日時を事前に電話予約をすれば、待たずに相談が受けられます。

step1

ご希望の日時をご指定下さい。（人数に応じて枠数をご予約下さい）

ご希望に添えない場合もあります。担当者の指名はお受けできません。予めご了承ください。

step2

事業主様のフルネームと電話番号をお願いします。

屋号ではなく、ご登録頂いている事業主の方のお名前をお願いします。

step3

特別な申告はありますか？

土地や株の売買、新たに住宅ローン等でマイホームを取得した方は事前確認資料があります。申告会までお問い合わせください。

step4

会計ソフトをご利用ですか？

ご利用の場合は、お使いのソフト名を教えてください。

やよい・ブルーリターンA・JDL・ツカエル会計をご利用の方はバックアップファイルをお持ちください。それ以外の方は、決算書を印刷してお持ちください。

step5

〇月〇日〇曜日の〇時に予約受付いたしました。

復唱しますのでご確認をお願い致します。

事前準備チェックリストをよくご覧頂き、必要書類等をお持ち下さい。

消費税の申告相談会は 3 月 19 日以降となります

確定申告注意点

- ・ お車でのご来会をご遠慮ください。
- ・ 担当者の指名はお受けできません。
- ・ 申告会の收受印を押しますが、公印ではありませんので金融機関、保育園、官庁関係にはご利用いただけません。提出予定がある方は職員にお申し出下さい。
- ・ 各年分決算書・確定申告書の控用紙を会でお預かりさせていただいております。消費税の特に簡易課税選択者の各届出書の提出もれ防止と、会員の皆様の経営分析並びに経営指導を行う大事な資料にさせていただきます。
- ・ 会員以外の方(年金申告・不動産の共有按分等がある方)の決算確定申告をご相談する場合、別途料金（2,000円～）を頂きます。予約時にお申し出下さい。

マイナンバー(個人番号)の取扱いについて

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的に、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されました。具体的には平成 28 年 1 月から国税分野で個人番号及び法定調書等を提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。

これにより、確定申告書を提出する際には、個人番号(マイナンバー)を記載し、本人確認書類を添付し提出する必要があります。

当会では、**税理士による e-Tax 代理送信をご利用いただいている方**については、**身元確認書類は不要**となりますので、**申告者本人と扶養家族の個人番号がわかるよう**にお持ちください。

また、**確定申告書類一式を紙で提出されている方**については、**代理送信に切り替え**いただくか、**ご本人で直接税務署に提出**していただくことになります(当会ではお預かりしません)。その際には、個人カード又は通知カードと運転免許証などの身元確認書類の添付又は提示が必要です。

平成 28 年分の課税売上高が 1000 万円を超えた方へ

「消費税課税事業者届出書」「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出はお済みですか？

特に、平成 30 年の課税期間から簡易課税制度を選択しようとする方は、29 年 12 月 31 日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しなければなりません。

また、平成 27 年分は 1000 万円を超えていたが、平成 28 年分は 1000 万円を超えていない方は「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出しなければなりません。

未提出の方は、当会までご連絡の上過去 2 年分の決算書と印鑑をご持参ください。

必要書類等 事前準備チェックリスト

決算書 確定申告書 控え		過去2年分(昨年会会をご利用の方は不要です)	
税務署から送られた書類等 (未着の場合不要) 税務署より1月中旬ごろ発送予定		昨年申告会をご利用の方→ 確定申告のお知らせハガキ・お知らせ通知書 ご利用がない・新規開業の方→確定申告書類 一式	
本年度の帳簿・集計表等、複式簿記の方は元帳・試算表・記帳データ等		売上・経費のわかるもの 本年中に10万円以上の資産の購入、下取りがあった方は明細書等 固定資産税、光熱費等の按分が必要な方は、それぞれの合計・事業割合 専従者給与・給与を支給している方は年末調整で使用した源泉徴収簿	
マイナンバー(個人番号)関係書類		電子申告をご利用の方(代理送信含む)→申告者本人と扶養家族の個人番号 紙で提出の方→申告者本人と扶養家族の個人番号。個人カード又は通知カードと運転免許証などの身元確認書類の添付	
【消費税について】3月19日以降の予約となります 簡易課税を選択している方は、事業区分ごとに売上が集計できていますか。 本則課税の方は、税区分(課税・不課税・非課税・免税)ごとに集計ができていますか。 【会計ソフト利用者の方へ】 会計ソフト(やよい・BRA・JDL・ツカエル)ご利用の方は、データをUSBメモリにバックアップし、データが入っているか確認してからお持ち下さい。必ずソフトの中からバックアップを取るようにしてください。 上記以外の会計ソフトをご利用の方・Macの方は、決算書をプリントしてお持ち下さい。 なお、会計ソフトでの初期設定・入力等の記帳指導期間は終了しております。30年分の会計ソフトでの初期設定等の相談は4月以降となりますので予めご了承下さい。			
源泉徴収票		国民年金や厚生年金などの収入がある方は、公的年金等の源泉徴収票(1月下旬ごろ) 俸給や給与、賃金、賞与などの収入がある方は、給与所得の源泉徴収票 等	
支払調書		支払を受ける際に源泉徴収された所得税がある方は、支払調書	
生命保険契約に基づいて支払われる年金がある方		保険会社・郵便局等が発行する支払年金額等のお知らせ等が必要です。 (支払金額・既払保険料(掛金)・源泉徴収税額等が記載)	
所得控除関係書類	医療費控除	「医療費控除の明細書」書式が変更になりました。次回会報に同梱します。 領収書は添付不要となりました(5年間保存)。本人・生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費を明細書に記載。高額療養費の戻り金額・生命保険等給付金金額がある場合は支払の対象となった医療費から差し引く。	
	社会保険料控除	* 国民健康保険・後期高齢者医療保険 を支払っている方は、1月から12月中に実際に支払った合計額 保険料等年間支払金額の確認は事前に問い合わせるなど準備のうえお越し下さい。 * 国民年金・国民年金基金 を支払っている方は、控除証明書。 11月頃日本年金機構から送付されています。 * 介護保険料 を支払っている方は、1月から12月中に支払った合計額 * 年金から差し引かれている場合は、公的年金等の源泉徴収票に記載されています。	
	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金控除証明書(11月下旬頃送付)	
	生命保険料控除	生命保険(一般・個人年金・介護用)控除証明書(源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)	
	地震保険料控除	地震保険料控除証明書(源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)	
	寄付金控除	「寄付金(税額)控除のための領収証」適用下限額が2,000円。	
	配偶者・配偶者特別控除	本年中の収入がわかるもの(源泉徴収票等)	
	扶養控除	控除対象者のお名前・生年月日、別居している方は住所。	
税額控除	住宅借入金等特別控除	前年より引き続き控除を受ける方は、借入先の金融機関が発行する 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書 が必要です。本年新規に取得された方は一定の要件の確認と各種添付書類が必要となります。事前にお問い合わせ下さい。	
ご自身の電子証明書でe-Tax送信する方		・新規にe-Taxを利用される方は事前に利用開始手続き、マイナンバーカード又は電子証明書を組み込んだ住民基本台帳カードが必要です。事前にお問い合わせ下さい。	
印鑑		認印で結構です。	

税務署からのお知らせ

平成29年分 確定申告期の申告書作成会場

【会場】 東京国税局（1階）
中央区築地5-3-1

【最寄駅】 大江戸線 「築地市場駅」徒歩1分
日比谷線 「東銀座駅」徒歩7分 「築地駅」徒歩8分

【開設期間】 2月14日（水）～3月15日（木） 土・日を除く。
ただし、2月18日及び2月25日の日曜日は開設します。

【受付時間】 8:30～16:00（相談は9:15から）

- 税務署内に申告書作成会場はありません。
- 申告書作成のために来場される場合は、開設期間内に「東京国税局（1階）」までお越しください。
- 作成済みの申告書等は、土、日及び祝日を除き、税務署で提出を受け付けております。

安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、
不安がある

自分で積み増しするには、
どんなものがあるの？

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

制度の特長

1 経営者のための 退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は 全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も 税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。



中小機構

TEL:050-5541-7171
(共済相談室)

小規模企業共済

検索

www.smrj.go.jp/skyosai

青色申告会は、ボランティアの役員が中心となって活動しています